平成３０年（フ）第３０３号
埼玉県狭山市大字北入曽369番地の１
債務者　能重　久世
１　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３４１号
埼玉県所沢市大字久米288番地の１
債務者　國田　敏子
１　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第９０号
岡山県倉敷市加須山292番地３、前住所岡山県倉敷市林577番地14
債務者　岩田　恭子
１　決定年月日時　平成30年６月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第４３号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠1349番地の８
債務者　高橋　勇一
１　決定年月日時　平成30年６月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第４４号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠1349番地の８
債務者　高橋　真美
１　決定年月日時　平成30年６月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第４８号
山形県米沢市金池６丁目２番41号　ツインアルファ２―201号室
債務者　坂野　歩美
１　決定年月日時　平成30年６月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第５０７号
札幌市白石区東札幌２条２丁目４番21―311号、申立時の住所札幌市清田区清田１条３丁目７番43―303号
債務者　稼農　　勉
１　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５０８号
札幌市白石区東札幌２条２丁目４番21―311号、申立時の住所札幌市清田区清田１条３丁目７番43―303号
債務者　稼農喜三子
１　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７０２号
札幌市中央区南１条東５丁目７番地３　ダイアパレス大通公園ＥＳＴ201号
債務者　佐伯真須美
１　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８５５号
札幌市北区屯田４条４丁目10番10号
債務者　中島　裕介
１　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８９１号
札幌市北区北20条西７丁目２番５号　藤見コーポ202号
債務者　林　　薫
１　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８９６号
札幌市東区東苗穂11条２丁目23番25号　ハイセレールミント201号
債務者　松本　邦晃
１　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９０２号
札幌市北区南あいの里５丁目２番13―101号
債務者　竹中　康介
１　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９４３号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目16番11―401号
債務者　野呂田義一
１　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９５７号
札幌市中央区南５条東３丁目14番地１　カサブランカ参番館805号
債務者　樋口　和鋭
１　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１００３号
札幌市手稲区富丘１条６丁目２番22号　ウエストヒルズ102号
債務者　村山　健二
１　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２４号
青森県十和田市東十五番町56番17号
債務者　宇津木修二
１　決定年月日時　平成30年６月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成３０年（フ）第３３号
青森県十和田市大字三本木字下平261番地２　コーポ赤坂３号
債務者　高田　　誠
１　決定年月日時　平成30年６月26日午前11時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
青森地方裁判所十和田支部